

平成22年10月26日判決言渡し 同日判決原本領取 裁判所書記官  
平成21年(ワ)第28780号 損害賠償請求事件  
口頭弁論終結日 平成22年9月7日

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して110万4000円及びこれに対する被告会社及び被告中山につき平成21年8月28日から、被告槌矢につき同年10月16日から、被告里村につき平成22年3月2日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、1項につき仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 請求

主文1項に同旨

### 第2 当事者の主張

#### 1 請求原因

(1)ア 被告会社は、「海外市場における商品先物取引の受託」等を業とする  
称する会社である。

イ 被告槌矢は、平成21年当時、被告会社の代表取締役であった者である。

ウ 被告里村は、平成21年当時、被告会社の取締役であった者である。

エ 被告中山は、平成21年当時、被告会社の従業員で、「サブマネージャー」の肩書を有していた者である。

(2) 原告（当時74歳）は、被告中山から「100万円を預けてくれれば絶対120万にはして返す。」などと原油取引の勧誘を受け、平成21年5月13日〔以下、年度の記載を省略したときは平成21年を指す。〕、被告会社に対し、保証金名下に100万円を支払ったほか、印紙代として400円を被告中山に手渡して支払った（なお、甲1及び甲3はいずれも同日作成されたものであるが、甲1は、被告中山が「最初に電話したのが3月だから3月13日と書いて。」などと原告を欺罔して実際と異なる日付を記載させたものであり、甲3は、原告が交付を受けた際に作成日付が実際と異なることに気付かなかった。）。

(3)ア 被告会社は、原油取引を海外市場に取り次ぐと称して原告から(2)の各金員を受領したが、実際には取引を海外市場に取り次いでおらず、取引に係る商品の価格を被告会社が一方的に操作して取引終了時に顧客への返金を拒むという詐欺的商法である。

イ また、仮に被告会社が原告名義の取引を海外市場に取り次いでいたとしても、被告会社が原告名義の取引を行ったのは5月12日のことであり、同日の時点では、原告は被告会社に保証金を預託しておらず、したがって取引の注文をしたこともないから、上記取引は無断売買である上、不招請勧誘の禁止、適合性原則、断定的判断の提供の禁止に反し、過当取引、一任取引にも該当する。

ウ また、被告会社は、顧客から注文を受けた場合は、個々の建玉に対して必ず当該建玉とは反対の同一商品・限月・枚数・指値の建玉を行っている。このことは、被告らが、被告会社がT・I・T・C株式会社〔以下「取次会社」という。〕へ行う注文が原則として売り買い同数であるため保証金の支払はない旨を主張していることからも明らかである。

そして、被告らは、なぜかかる対当玉が存在するのか何ら合理的な説明をしていない。とすると、上記対当玉が被告会社自身又は被告会社の意を受け同被告と利害の一致する者の建玉でなければ、顧客に対し原告との取引と対当させるために相場の状況などは無視した合理的根拠のない詐欺的な勧誘を行ったとしか考えられない。

いずれの場合でも、被告会社は受託者の善管注意義務及び金融取引業者として負うべき信義則上の注意義務に反し、かつそのような義務違反行為が必然的に予定されている取引であるから、かかる商法自体が違法というべきである。

- (4)ア 被告中山は、前記違法な勧誘を行ったものとして、不法行為責任を負う。  
イ 前記のような本件取引の違法性は、偶発的なものではなく、むしろ被告会社の営業方針に由来する構造的現象というべきものであるから、被告会社は、被告中山の使用者としての責任のみでなく、固有の不法行為責任を負う。  
ウ 被告槌矢は、違法な商法を従業員らに行わせた者として共同不法行為責任を負い、そうでなくとも、被告会社の代表取締役としての業務監督義務について少なくとも重大な過失があったことは明らかであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。  
エ 被告里村は、被告会社の取締役として、被告槌矢の業務執行を監督、是正する義務があったのに、これを怠ったものであり、それぞれ職務を行うにつき少なくとも重過失があったといいるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

なお、被告里村は、本件取引当時は既に被告会社の取締役を退任していた旨を主張するが、否認する。同被告の退任登記〔乙13〕は退任時期を遡らせた虚偽の登記である。

- (5) 被告らの行為による原告の損害は、以下のとおりである。

(ア) 被告会社に支払った金員 100万4000円

(イ) 弁護士費用 10万円

(6) 本件訴状は、8月27日、被告会社及び被告中山に、10月15日、被告梶矢に、平成22年3月1日、被告里村に、それぞれ送達された。

(7) よって、原告は、被告らに対し、不法行為ないし会社法419条1項に基づき、110万4000円及びこれに対する各訴状送達の日の翌日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 2 請求原因に対する認否等

### (1) 請求原因(1)について

ア 同アについて、被告会社は、顧客からの商品先物取引の注文を取次会社に取り次ぐことを業とする会社である。

イ 同イ、エは認める。

ウ 同ウについて、被告里村は、もともと名目的取締役に過ぎず、被告会社の業務に携わっていなかったものである上、4月30日には取締役を退任した。

### (2) 請求原因(2)について

ア 被告中山が原告から5月13日に保証金100万円及び印紙代4000円を受領した事実は認める。

被告会社は、3月13日に原告との間で売買取引委託契約を締結した〔甲1〕。その後、原告が、5月11日、翌12日に必ず100万円を入金すると言って取引を決め、同日、入金が間に合わなかつたが、翌13日には必ず預託金を支払うなどと言って強く取引開始を求めてきたことから、被告は、同月12日、取引の注文を行つた。

イ 原告が当時74歳であったことは認めるが、被告中山が断定的な判断を提供したことではなく、取引契約書〔甲1〕や取引対処方法〔乙2〕等を読み聞かせて取引のリスクを説明した。

同被告は、原告から、賃料収入があり、トウモロコシの商品先物取引の経験があると聞いており、原告に対し十分な説明を行った上で、取引に必要な能力や資力を有していると判断した。

(3) 請求原因(3)について

ア 同アについて

被告会社は、本件取引を取次会社に取り次いだ。

イ 同イについて

(2)ア、イのとおり。

なお、被告会社から取次会社に対する取引注文は、原則として売り買い同数であるため、保証金の支払はなく、同社から被告会社に対しては取引の手数料の請求がなされている。

(4) 請求原因(4), (5)について

否認又は争う。

なお、被告里村は、本件取引当時は既に被告会社の取締役を退任しているから、原告に対する責任が生じる余地はない。

(5) 過失相殺について

前記のとおり、原告は、74歳ながらも国内先物取引の経験があり、被告中山から本件取引の内容やリスクについて十分説明を受けてこれを理解した上で、自らの指示で本件取引の注文をした。

したがって、仮に被告らに責任があるとしても、過失相殺がなされるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 請求原因(1)について

(1) 被告会社が株式会社であること、本件取引当時、被告槌矢が被告会社の代表取締役であったこと、被告中山が被告会社の従業員であったことは当事者間に争いがない。

(2) 4月30日の時点で被告里村が被告会社の取締役であった事実は当事者間に争いがない。

被告里村は、同日被告会社の取締役を退任した旨を主張し、その証拠として乙13（被告会社の商業登記に係る履歴事項全部証明書）を提出するが、同退任登記が平成22年3月31日に至ってはじめてなされていること、訴訟代理人が同一であるその他の被告が、平成21年11月24日付け準備書面において、本件取引当時被告里村が被告会社の取締役であったことを認めていることに照らすと、同退任登記の存在をもって上記退任の事実を認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、被告里村は、本件取引当時、被告会社の取締役の地位にあったものと認められる。

## 2 請求原因(2)について

被告中山が原告に原油の投機取引を勧誘したこと、これを受けて、原告が、被告会社に対し、5月13日、保証金100万円及び印紙代4000円を被告中山に手渡して支払ったことは当事者間に争いがない。

## 3 請求原因(3)ウについて

被告らは、被告会社において、顧客から注文を受けた場合、その建玉に対して必ず当該建玉と反対の同一商品・限月・枚数・指値の建玉を行っている事実について争うことを明らかにしないので、これを認めたものとみなす。

そして、被告らは、なぜかかる対当玉が存在するのか何ら説明をせず、顧客の自由意思に基づく注文のみで全ての取引においてかかる対当玉が偶然生じるとはおよそ考えられない以上、かかる対当玉は、被告会社自身又は被告会社の意を受け同被告と利害の一一致する者による建玉か、被告会社（の従業員）が相場状況等とは関係なく作為的に顧客を誘導して注文させた建玉のいずれかであると優に推認され、顧客に対し、故意に投資判断を誤らせるような不適切な情報が提供される危険が内在していることは明らかである。

そうすると、被告会社は、顧客から注文を受けるに際して、少なくとも上記のとおり全ての建玉について対当玉の注文がなされていること、そのいずれか一方の建玉について差損金が生じることを説明すべき義務があるというべきであり、かかる説明を行うことなく顧客から建玉の注文を受ける行為は不法行為を構成するというべきである。

#### 4 請求原因(4)について

- (1) 被告中山は、被告会社の従業員として、本件取引について原告への勧誘を行って建玉の注文を受けた者であり、その際前記3のような説明をしたことの主張立証はないから、同被告について不法行為が成立することは明らかである。
- (2) 被告中山は、被告会社の被用者であり、被告会社の事業の執行として上記行為を行ったことは明らかであるから、被告会社に使用者責任が成立する。
- (3) 前記3のとおり、被告会社においては、常に売買同数の建玉を取次会社に発注していたものであるから、顧客に対する勧誘行為の違法性は恒常に生じていたものというべきである。

そうすると、被告樋矢は、少なくとも重大な過失により、代表取締役としての業務監督義務について任務懈怠があったことは明らかであり、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

- (4) 前記1(2)のとおり、被告中山は、本件取引当時、被告会社の取締役の地位にあったものと認められる。

そして、前記(3)のとおり、顧客に対する勧誘行為の違法性は恒常に生じていたものというべきであるから、被告中山は、少なくとも重大な過失により、代表取締役の業務遂行について監督義務を怠っていたものというべきであり、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

なお、被告中山は、被告会社の名目的取締役であった旨を主張するが、同被告の主張を前提としても、取締役として代表取締役の職務執行に対する監

督義務が何ら免ぜられるものではないから、同被告の主張は失当である。

#### 5 請求原因(5)について

原告が、被告会社に対し、本件取引に係る保証金として100万円、印紙代として4000円を支払った事実は争いがなく、これらは被告らの行為と相当因果関係のある原告の損害と認められる。

また、原告が支払った弁護士費用のうち10万円が、被告らの行為と相当因果関係のある原告の損害と認められる。

#### 6 請求原因(6)について

同事実は、当裁判所に顕著である。

#### 7 過失相殺について

被告らは、原告は本件取引の内容やリスクを認識した上で自らの意思で本件取引に及んだなどとして過失相殺を主張するが、前記認定のような被告中山の不法行為に対して、原告に過失相殺を認めるべき事情は認められないから、被告らの主張を採用することはできない。

#### 8 結論

以上によれば、その余の点について検討するまでもなく、原告の請求はいずれも理由があるから認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第50部

裁 判 官 布 施 雄 士

別紙

当事者目録

東京都

原 告 [REDACTED]  
同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗  
同 白井晶子  
同 太田賢志

東京都中央区新川一丁目13番9号

被 告 P C S J 株式会社  
〔以下「被告会社」という。〕

同代表者代表取締役 樋矢 [REDACTED]

東京都

被 告 樋矢 [REDACTED]  
〔以下「被告樋矢」という。〕

埼玉県

被 告 里村 [REDACTED]  
〔以下「被告里村」という。〕

東京都

被 告 中山 [REDACTED]  
〔以下「被告中山」という。〕

上記4名訴訟代理人弁護士 寺島哲

これは正本である。

平成 22 年 10 月 26 日

東京地方裁判所民事第 50 部

裁判所書記官

石原晶美